

平成20年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成20年12月10日 午前10:00

○散 会 午後 2:38

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	副市長	鑑利行
教育長	小林洋	総務部長	伊藤賢志
会計管理者	門間鋼悦	産業建設部長	宮田隆悦
水道局長	澤井昭	教育次長	山平東
市民生活部長	鈴木鋼生	福祉保健部長	鈴木公悦
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	櫻庭新悦	総務課長	児玉俊幸
市長公室長	鈴木司	財政課長	幸村公明
税務課長	伊藤正	産業課長	根一
建設課長	山口義光	総務学事課長	鎌田雅樹
生活環境課長	鈴木利美	市民課長	藤原貞雄
社会福祉課長	山平重男	高齢福祉課長	伊藤律子
健康推進課長	小林健一	収納課長	菅原龍太郎
農業委員会事務局長	田仲茂隆	下水道課長	三浦永寿

都市整備課長	佐々木 博 信	スポーツ振興課長	菅 原 徳 志
幼児教育課長	伊 藤 清 孝	生涯学習課長	瀬 下 三 男
昭和総合窓口センター長	川 上 秀佐男	追分出張所長	鈴 木 久 雄

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 裕 一	議会事務局次長	伊 藤 正 吉
--------	---------	---------	---------

平成20年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成20年12月10日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、9番佐藤義久議員、17番中川光博議員、19番大谷貞廣議員、11番藤原典男議員、7番佐藤恵佐雄議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

9番佐藤義久議員の発言を許します。9番。

○9番（佐藤義久） おはようございます。9番佐藤義久です。このたびの一般質問の機会をいただきました議会に対し、まずもって御礼と感謝を申し上げます。さらに傍聴の皆様には、早朝から大変御苦労さまです。

ただいまから通告致しましたことの1点をご質問致しますので、市長には明確なるご答弁をお願い致します。

休止しようとする昭和衛生センターについて疑問を感じ、協議会の説明では納得できませんでした。いま一度、市長の真意をただし、二、三のご提案を申し上げ、質問に立った次第であります。

質問の第1は、昭和衛生センターは昭和63年に竣工し、築21年の鉄筋コンクリート造のものでありますが、施設の耐用年数はまだ20年はあるものと考えます。協議会の場でも述べましたが、設備は毎年の維持管理で全面更新は必要ないものと考えています。合併後、休止を前提に修繕費は抑えてきたとのことですが、昭和衛生センターは19年度の修繕費が68万円、含めて需用費が992万円ほど、役務費が16万円、委託料が3,193万8,000円で、決算額が4,270万円ほどでありました。一方、男鹿地区衛生処理一部事務組合の18年度の決算が3億1,200万円と伺っています。さらに19年度の決算額は2億8,011万円ほどになるのではと伺っております。20年度は3分の2が過ぎてどのようになっ

いるのか、説明資料に差異が生じてきております。

また、昭和衛生センターの19年度分が既に協議会資料と修繕工事費で200万円もの差異が生じており、需用費との合計で450万円の見込額が過大となっています。さらに男鹿地区組合では、18年間で1億1,000万円ほどの財政調整基金を償還もあつてのことですが、3,000万円弱を残して取り崩しているようでもあります。

そこで、負担金の割合を20年度の必要額2億9,603万9,000円として、潟上市の負担額は1億1,842万7,000円になるものとし、これを基礎とし、21年度には男鹿地区衛生処理一部事務組合に加入した場合には1億1,800万円の負担金と、杉山病院の切り回し650万円の合計1億2,450万円を必要とし、その後の22年からは1億1,800万円との見込みで負担金をはじき出し、1,000万円の節約と試算されております。潟上の19年度の決算書から委託料と小破修理を合わせて今後の見込額を精査するとき、600万円程度は節減になるようでもあります。市長は年々下水道の普及率を高める努力をされ水洗化率が目標に達するとなれば、潟上市の汲み取り処理量は5年ぐらいで半分の量になるものと考えます。したがって、処理費の減額は当然と考えるところでもあります。しかしながら、男鹿市へ処理委託となれば25年度までの一律1億1,800万円の負担や、決算の3億円近い歳出には改善が必要であり、求められるものと考えねばならないと思います。男鹿市と潟上市の2市で維持するものでありますから、原則2分の1負担となるものとして25年までの一律1億1,800万円の負担はいかがなものかと思えます。

ちなみに、総搬入量5万4,135キロリットルの大仙美郷クリーンセンターし尿処理場では、運転一括管理業務委託を採用しており、総合メンテナンス、薬品等需用費、小破修理を含む10人体制で、1人当たり600万円を見込み、委託金額は1億9,215万円ほどのことでもあります。

男鹿地区衛生処理一部事務組合の場合は、施設管理費、実質業務に係るものは処理量は大仙の半分で1億9,480万円です。ですから、処理量では大差は出ないのではないかと考えるところでもあります。大仙美郷クリーンセンターの処理単価は実質業務に係るものでキロリットル3,500円、男鹿地区衛生処理一部事務組合では7,442円で処理されていることになっています。

また、昭和衛生センターは、19年度で実績業務にかかわるもので決算合計額が4,202万1,697円であり、3,184キロリットルを処理していますからキロ単価は1万3,197円となっています。

処理単価は施設の規模によっても左右されることと考えるものの、仮に来年でも6,000万円程度の施設改善費で潟上市全量を処理可能だとして、今後少なくとも5年間は昭和衛生センターを維持し、その6,000万円の施設改善費の年平均額1,200万円と19年度の決算4,200万円を加えて、歳出5,600万円程度で運転は可能であると見込めませんか。

以上の観点からも、男鹿の施設も民間管理委託制度の導入により格安で処理できるものと確信してのご提案であります。潟上市として男鹿衛生処理センターへ昭和・飯田川地区の処理委託をする場合でも、男鹿地区衛生処理一部事務組合の副管理者として民間委託管理制度の導入のご提言をされる考えはありますか。

さらに質問の第2は、環境面の観点から流域下水道に多額の負担金を納めながらあえて利用しないのはなぜかとの疑問が拭いきれません。汲み取りは恒久的なものです。市の管理浄化槽二百数十基、農業集落排水の汚泥の処理もあり、し尿等の施設は必要欠くべからざる施設なのであります。市は、下水道の普及を図り8割を超えて、平成32年度には公共下水道は完了予定でもあります。水洗化率も80%に近く、水洗化が促進することにより、汲み取り量は半減することになります。

現在、汲み取り量は1万1,500キロリットル、水洗化人口が年間で六、七百人が水洗化していますので、3割は減少しているものと見込めます。この率も微減すると考えねばなりません。今後は5年で推定汲み取り量、つまり総搬入量を年間4,500リットルに推測できます。これにより1日の処理量が13キロリットル以下になり、十分、昭和衛生センターで年間委託管理費と小破修理費見込み5,000万円ほどで潟上の分は処理可能になるわけであります。さらに男鹿地区組合の放流は環境の面からも疑問に思います。

これらの観点から、昭和衛生センターを5年間継続して下水道の普及状況を見る期間とは考えられませんか。

以上重複しますが、市長は男鹿地区組合の副管理者として運転一括管理業務委託をご提言されてからの加入、5年後ぐらいに昭和・飯田川の分をお願いする選択肢はあります。いずれにしても休止、統合は性急かと考え、あえて質問に至ったのであります。この点、市長はいかがお考えでしょうか。十分にお考えを述べていただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。傍聴の皆さん、大変御苦勞さまでございます。

それでは、9番佐藤議員の一般質問、潟上市のし尿処理についてお答えを申し上げます。

まずはじめに、この件につきましては潟上市廃棄物減量等推進協議会より答申をいただき、全員協議会を2回開催し、2回めは反対意見もなかったため、9月議会の行政報告で申し上げたように議会も了承したものと理解し、8月27日付で男鹿地区組合への加入申し入れをしたものであります。また、天王地区の3団体と男鹿地区衛生処理一部事務組合の潟上市議会議員4名で構成する潟上市衛生処理対策協議会への説明会を開催し、3団体からは異議なく同意をいただき、10月末に同意書を一部事務組合に送付していることを申し上げます。

それでは質問の第1点め、男鹿地区衛生処理センターに加入した場合、民間委託管理の導入の提言を考えているかということではありますが、その前に佐藤議員さんの疑問についてお答えを致します。

全員協議会に提出した数字の差異につきましては、資料作成時は予算額で記載しており、決算の数字を示されますと当然差異が生じます。最も違うのは修繕料であり、1回めの資料では修繕計画書の数字を使用しておりますが、2回めの資料では実際の予算額を計上しており、その差が200万円となっているものであります。

また、耐用年数でございますが、建築物はおおむね10年に一度の割合で屋根や外壁等の修繕をしていけば、あと20年くらいは大丈夫だと思っています。機械の寿命は10年ないし15年と言われており、5ないし6年に一回オーバーホールを確実に行って機械の延命を図るべきではありますが、最近統合に向けて各種機械の修繕を最小限に抑えてきておりますので、このまま運営されていきますとオーバーホール、または更新が必要となります。600万円ほど節減になるとのことですが、単年度の決算を見ればそのようなことになるかもしれませんが、長い目で見れば経費は増加していくものと考えられます。このようなことから潟上市のし尿処理のあり方について検討した結果、2つある現有施設のうち、男鹿地区衛生センターで処理することによって初年度以降、年間約1,500万円ほどの経費削減が図られることとなります。このことについては全員協議会において詳細にご説明をしたところであります。

次に、大仙市美郷クリーンセンターし尿処理場との比較をしておりますが、大仙市の場合は平成17年に1日182キロリットルの処理能力を持つ処理場を約24億円で建築したもので、一部事務組合として組合職員1人と11人体制の業務管理を委託しており、20年



度の予算額は2億4,000万円で、そのうち運転管理委託として2億1,500万円、残りの2,500万円は点検・清掃、需用費となっております。処理単価が3,500円となっているようですが、新しい施設であり、今のところ部品交換、修繕料等の需用費を必要としないためコストが低いものと推測されます。

ご質問の民間管理委託の導入の件につきましては、処理単価の比較のみでなくさまざまな角度から検討し、最善の方法で運営するよう提言してまいります。

次に、質問の2点め、環境面の観点から休止、統合は性急であるということにお答え致します。

流域下水道や公共下水道、あるいはし尿処理場はそれぞれの法律により設置目的も設置基準も全く異なります。どちらの施設も最終放流先は海であります。男鹿地区衛生処理一部事務組合からの放流は環境面から疑問であると言われておりますが、何をもって疑問であるかわかりませんが、それぞれの水質汚濁防止法で下水道法等により厳しい水質基準のもと管理されており、今まで問題となったことはありません。また、昭和衛生センターを5年間維持し、下水道の普及状況を見る期間、機会とは考えられないかということですが、水洗化率は現在74%、人口にして1万1,000人が汲み取りをしております。現在の状況を考えますと、水洗化の急激な上昇は望めず、処理量の減少は緩やかに進んでいくものと思われまます。

しかし、処理量が半減すれば、それに比例して歳出が減るものでもありません。このようなことから早期に統合し、経費削減を図るべきものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 9番、再質問ありますか。

○9番（佐藤義久） ありません。

○議長（藤原幸作） これをもって、9番佐藤義久議員の質問を終わります。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） おはようございます。17番中川でございます。傍聴の皆様には朝早くから議会に参加いただきまして、御礼を申し上げたいと思います。

さて、今日、私2つの項目について質問をさせていただきます。1つめは、豊川小学校統廃合の問題について質問をさせていただきます。2つめは、子育て支援について質問をさせていただきます。宜しくお願いを致します。

私は政治行政が最も大切にすべきものは、1つは情報の公開、2つめは決断力にあると考えております。豊川小学校統廃合問題については、この情報の公開と決断力が十分に発揮されず、危惧を抱いております。9月議会文教常任委員会において豊川小学校問題について進捗状況の説明を求めたところ、文教常任委員会の所管事務についての質問でしたけれども、付託された議案ではないとの理由に全く答弁がありませんでした。まさに説明責任が果たされませんでした。

豊川小学校の統廃合の問題が浮上してから既に3年の時間が経過しようとしております。近々の19年12月には、潟上市学校教育環境適正化検討委員会からこの問題について答申が出され、その答申は大久保小学校との統合が望ましい旨の内容でした。20年3月議会において、文教常任委員会でもこの豊川小学校統廃合問題が審議され、小林教育長は今年度中に結論を出すことを答弁されました。その後、3月議会以降、この問題について一切説明がなされていません。

私は2つの観点から、この問題について早急に方向づけがなされるべきだと考えております。

1つは、豊川小学校が築後50年近くが経過し、平成13年度に実施された木造施設の老朽状況調査の耐力度調査においても危険建物と認定されていることです。中国四川省地震の経験を待つまでもなく、日中における強い地震で人的被害が発生することを想定したら、結論の先延ばしは許されません。

2つめは、豊川小学校に学ぶ子供たちと保護者にとって結論が出されないままに時間が経過することは、宙ぶらりんのまま不安を抱くことにもなります。時代の変化に的確に対応し、子供と保護者にとって最善の結論はいかにあるべきなのかということをも優先し、きちんとしたプロセスで早急に結論が導かれるべきです。

この20年7月に文教常任委員会が研修した栃木県矢板市の小学校統廃合のプロセスが参考になります。矢板市では、18年の2月、矢板市小学校適正配置検討委員会より答申を受けた教育委員会は、18年3月、市長に建議を出しています。建議の内容は、矢板市の児童数や学級数の現況と推移を踏まえ、学校の適正規模、適正配置の考え方がまとめられています。市では、この建議を踏まえ、2か月後の18年5月、庁内検討委員会を設置し審議を開始致しました。6か月後の18年11月、44ページにわたる基本計画を策定し、同じく11月、議会全員協議会へ報告、19年2月から7月の間、地域説明会を各会場ごと3回ずつ実施をしております。この説明会では、基本計画の説明、コストの説明、スケ

ジュールの説明等がなされています。答申から1年で計画の策定から議会・地域住民への説明までされています。

また、矢板市では、地域づくりの観点から廃校後の学校の活用について、地域住民のニーズ等を踏まえ幅広い視点での活用を検討しています。また、学校の歴史と伝統を後世へ伝え残すための措置も講じています。

潟上市でも、いたずらに先延ばしすることなく早急に結論を出すべきではないでしょうか。この観点から質問を致します。

1、豊川小学校統廃合問題について、教育委員会から部局への建議は既になされているのでしょうか。なされていたら、その内容をお示してください。

また、平成19年12月16日に教育委員会より潟上市に「潟上市学校教育環境のあり方について」に関する答申の報告がなされていますが、これが建議にあたるのでしょうか。お答えください。

2、19年12月の答申から1年経過しましたが、潟上市の方向づけがいまだなされていません。子供の安全・安心、さらには整った教育環境での教育ということからも早急な方向づけが必要です。潟上市では教育委員会が結論を出すのでしょうか。それとも部局が結論を出すのでしょうか。また、結論が出せない理由をお尋ねします。

さらに、子供の安全・安心の確保という点について危機管理という観点からお尋ねします。

平成13年度の危険建物指定から既に7年が経過しています。見方によっては7年もの間、危険な建物の中に子供を放置し続けていることにもなります。まずは最優先すべきは子供の安全確保ということではないでしょうか。子供の安全確保を最優先させることが、行政、議会、地域住民にとってもすぐ実行すべきことではないでしょうか。改築する、あるいは統廃合するという以前に、このことを放置しておいた責任をこのままだと行政も私も含めた議会も免れ得ないのではないのでしょうか。まずは危機管理という観点からすぐに安全対策を確保することだと考えます。

間もなく真冬がやってきます。雪の重さで倒壊の恐れはないのでしょうか。次の地震で倒壊の恐れはないのでしょうか。まずは、すぐ大久保小学校等への1次避難をすべきではないでしょうか。その上で改築、あるいは統廃合の方向づけを早急にすべきではないでしょうか。お尋ね致します。

3、改築または統廃合についての基本計画は策定されているのでしょうか。いつまで

に結論が出て、そのことについていつ議会や住民に説明されるのでしょうか。お尋ねを致します。

4、改築であれ、統廃合であれ、現在の学校がコミュニティの中心として地域活動の拠点、心のよりどころとして機能していくことには変わりありません。全国版地域資源としての石川翁遺跡、近代化遺産としての豊川油田等を生かした今後の豊川地区の地域づくりをどのように考えているのでしょうか。また、潟上市都市計画づくりの中で豊川地区をどのように位置づけているのでしょうか、お尋ねを致します。

それでは2つめの質問、子育て支援について質問をさせていただきます。

社会の構造が変化し、現在、既婚女性で30代後半で60%以上、40代前半で70%以上が働いています。女性の家庭と仕事の両立という課題の中で、子育てが家庭だけでは立ち行かない状況があります。そのような時代の中で、子育て支援の重要性がますます高まっています。

そして、子育て支援は乳児期、幼児期、学童期と息の長い継続した支援が求められています。乳児を持つ家庭だけに育児不安や育児ストレスがあるのではなく、幼児家庭、学童家庭にも育児不安や育児ストレスが存在します。また同時に、成長段階に合わせた総合的一貫した支援や相談が必要になってきています。母子保健、児童福祉、子育て支援、幼児教育、学校教育の子供行政組織の一元化、窓口の一本化も今後ますますその必要性が増すのではないのでしょうか。さらには、行政のみならず多くの市民が子育てを支え合うことも必要です。言ってみれば、子育ての社会化と言われる総動員体制での子育て支援が必要になってきています。それぞれの成長段階に応じた支援のあり方をしっかり進めていく必要があるのではないのでしょうか。この観点から質問を致します。

1、児童福祉の観点から乳児期に必要な支援についてお尋ねを致します。

①本当に支援が必要な人へ支援が届けられているのか、関心を持たねばなりません。産後の密室育児の中で母親の孤立化が進行し、精神的ストレスを抱えてはいないかどうか。親子が心身ともに不安のない中で子育てがなされているのかをしっかりと把握できたときに、本当に支援が必要な家庭に対し必要な支援ができます。どうしたら本当に支援の必要な人を見つけることができるのでしょうか。既に19年度より、こんにちは赤ちゃん事業として国が進め、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、また、子育て支援に関する情報を届け、育児相談や育児環境の把握を行っています。県内では25市町村中17市町村が取り組みを進め、母子保健や児

童福祉の分野が連携しながら全戸訪問を実施しています。潟上市でもスタートすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

②潟上市でも要保護児童対策地域協議会が設置されていますが、検討したケースの実態についてお聞きします。19年度、20年度についての件数と内訳についてお尋ねします。近隣市町村と比較するとどうい実態が見えてくるのでしょうか、お尋ねをします。また、養育支援が必要な家庭についての支援は、具体的に誰が訪問し実施しているのでしょうか。また、支援はどのような内容でしょうか、お尋ねをします。

③こんにちは赤ちゃん事業と要保護児童対策地域協議会との連携について、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。母子保健担当、児童福祉担当、子育て支援担当での連携を今後どのように行っていくのでしょうか。また、民間の団体潟上市子育てネットワーク協議会を今後どのように生かしていくのでしょうか、お尋ねをします。

2つめ、幼児期・学童期に必要な支援についてお尋ねをします。

①待機児童の実態と解消のための対策についてお尋ねを致します。お答えください。また、学童保育についての21年度の申し込み状況はどのようになっていますでしょうか。追分地区、出戸地区は学童保育は今後も増えることが予想できますが、希望する子供をすべて受け入れるためのハード・ソフトの抜本的な対策についてどのように取り組んでいくのでしょうか、お尋ねをします。

②20年度、幼稚園、保育園、小学校の生活支援等臨時職員について資格や職種をもとに時給の見直しを行いました。同様に子供を支援する児童クラブ職員等についても資格や勤務経験に沿って時給の見直しが必要ではないでしょうか。子育てを支援する職員の待遇について、潟上市が環境整備を進めることも子育て支援を支える大きな要件と言えるのではないのでしょうか。また、資格についてもすべての児童クラブ職員が指導員資格を取得し、安全・安心な環境づくりが必要です。実態はどうなっているのでしょうか。また、今後の取り組みはいかがでしょうか、お尋ねをします。

3、新庁舎建設構想への「子どもの城」機能の併設についてお尋ねをします。

まちづくりビジョンの観点から、潟上市が発展する具体的方策として提案致します。

①少子化、高齢化が進み核家族化が進行しています。親が孤立しないように地域全体のネットワークを形成し、同じ立場の親や子育て経験を持つ人生の先輩など、さまざまな人々の交流の中で子供を育むことのできる環境の創設が求められています。潟上市総合発展計画の中でも「ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり」を標榜し

ています。まちづくりの羅針盤として、シンボルとして、子供を軸としたすべての市民の交流スペース「子どもの城」（仮称）ですけれども、を新庁舎に取り入れたらいかがでしょうか。そこでは育児サークルやPTAサークル、婦人サークル、大人サークルが事業や研修を行い、時には合同での事業や集いの広場を行うことのできるスペースとなります。子供に関する母子保健、児童福祉や子育て支援、教育などのさまざまな面からの取り組みがなされ、生涯学習の面からは婦人や大人の皆さんが子供たちといろいろな事業を通じて交流し、子供の成長に大きな影響を与える場となります。

具体的には、子供相談・子育て相談などの相談スペース、室内遊び・子供の交流・親の交流・年配者との交流スペース、食育・むかし体験・異文化体験の生活体験スペース、子供会議・研修・ワークショップ等の会議・研修スペース、読書・昔遊びスペース等の機能を持ち、地域との連携もしていくことができます。このスペースには、赤ちゃんが集い、若い母親・父親が集い、子供が集い、おばさん・おじさんが集い、おばあさん・おじいさんが集い、多くの市民が行き交い交流します。若い世代のみならず婦人会の皆さんも、老人会の皆さんも、子供を軸とした生涯学習でいきいきと活躍できます。そこではさまざまな人的ネットワークが構築され、多様なかかわりの中で潟上市の心の交流も自然の流れの中で高揚していくことになるのではないのでしょうか。

新庁舎建設が行政組織の集合だけを意味するのではなく、県都に隣接する潟上市が県内一子育てしやすい潟上市として強いメッセージを発し、そのシンボル施設として「子どもの城」を庁舎に併せ持つことによって、市民に大きな夢と希望を与え、着実に潟上市の発展につながっていくのではないのでしょうか。また、このような多角的な構想を持つことによって新庁舎建設の意義が改めて確認できるのではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

さらに新庁舎建設検討という大きな機会です。多くの市民が意見を述べるができる参加機会でもあります。パブリックコメントがいつになるのかあわせてお尋ねを致します。

以上、壇上からの質問を終わります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） ただいまの質問の中で質問趣意書にない事項もございましたので、それは意見として取り扱いさせていただきます。当局答弁は質問趣意書に沿って答弁を求めます。

答弁の順序は、質問の1、2とありますけれども、2の3項目の新庁舎建設構想への

「子どもの城」の併設について答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 17番中川議員の一般質問の（1）の4番め、今後の豊川地区の地域づくりについてお答えを致します。

質問にありますように、石川翁遺跡や近代遺産としての豊川油田等を生かした個性ある地域づくりは、豊川地域のみならず潟上市における教育資源や観光振興等において大変重要なものと考えております。

ご承知のように今年度、潟上市は国から地域再生計画の認定を受けました。この計画は、食と交流をテーマに県立秋田大学との連携協定のもと、官学協働のまちづくりを進めていくものであります。学校と地域が一体となった豊川地区におけるコミュニティ祭りや児童・園児の体験交流事業などを地域再生計画に合致させながら、地域の活力を推進してまいりたいと考えております。

また、産業遺産に認定された豊川油田については、民間団体がNPOを立ち上げ、保存伝承と地域活性化の一助とすべく取り組んでおります。

本市においては、これらの有形無形の財産を有機的に生かし、民間団体等と連携しながら地域コミュニティ推進に努めていきたいと考えております。

また、現在、潟上市全域を見据えた新たな都市計画を策定中であります。合併により3地域の特性を生かして活力あるまちづくりを推進するために、総合的な市域の土地利用を検討する必要があります。このことから、平成21年度を目処に潟上市都市計画マスタープランを策定するため、地域の皆様と協議・検討を進めているところであります。

次に、3の新庁舎建設構想への「子どもの城」機能の併設についてお答え致します。

新庁舎建設基本構想につきましては、緊急避難的な分庁方式をとっている現状の課題として、狭隘化や非効率な業務体制の解消等による住民の利便性の向上を目指しております。

現在、新庁舎建設検討委員会では、規模・機能や事業費、スケジュール等を協議、検討しておりますが、この中で質問にありますような「子どもの城」の併設については議論がありません。また、この種の併設施設は起債の対象外ともなっております。

ただし、中川議員のせっかくのご提案でありますので、新庁舎建設とは別の部門に検討すべき事項ではないかと考えています。

新庁舎建設に当たっては、限りなくコンパクトで機能的であることを第一義として新庁舎建設基本構想を今年度中にまとめることとしております。あわせてパブリックコメ

ントについては、新庁舎建設の概要がまとまった際に地域住民に説明会等を開催する予定としておりますので、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（藤原幸作） ただいま石川市長からは、質問の1、豊川小学校統廃合の行方の中4項目め、それから質問の2の子育て支援の中の3項目めの新庁舎建設構想への「子どもの城」機能の併設について答弁がございました。

次、小林教育長からお願いします。

○教育長（小林 洋） 中川議員の豊川小学校の統廃合の問題の1、2、3についてお答えしたいと思っております。

まず最初に基本的な考え方を示しておきたいと思えます。

いたずらに時間をかけて延ばしているんじゃないかと、宙ぶらりんになっているんじゃないかということがありましたので、これまでの経緯を説明したいと思っております。

ご承知のように19年度の11月の27日に学校教育環境適正化検討委員会で学校教育環境についての検討の結果、教育委員会に答申されたのであります。答申の内容は、豊川小学校と大久保小学校の統合が望ましい。それから教育委員長から市長への答申の報告が26日にされております。市長が答申を議員に2月の28日に全員に配っておりますけれども。そして4月の1日に豊川コミュニティ協議会、豊川小学校改築促進委員会、豊川小学校改築にかかわる陳述および意見書が市長に提出されております。これに対する回答を4月の13日、市長は述べております。そして20年度に入ってからでありますけれども、ご承知のように20年度からは複式になる予定でありました。しかしながら私としては、これまでの経緯を考えて子供たちのために何とか複式を避けていただきたいというような形で県にお願いしまして、ようやく正教員1人を配置して複式は免れたのであります。そういうことを含めながら、4月の16日、私が豊川小学校保護者会、PTAで答申の内容を説明致しました。4月19日には豊川コミュニティ協議会総会で、児童生徒の状況を見て対応するということが市長からありましたけれども、5月の22日、私が豊川コミュニティ推進協議会会長の川上先生に答申の内容を説明致しました。川上先生より、役員会に来て説明してほしいというような話がありました。5月21日の日に豊川小学校教職員に対して答申の内容を説明致しました。その後で4月の1日に教育長が豊川小学校PTA、東保育園保護者に対して「今後の豊川小学校のあり方」と題して意見交換を行いました。そして、その後で4月上旬に豊川小学校の保護者、東保育園の保護者に対し



て、今後の豊川小学校のあり方について自由意見の提出を求めたのであります。4月の12日に豊川小学校コミュニティ推進協議会、豊川小学校改築促進委員会で小学校改築についての要望書に対する回答および答申の内容を説明したと。8月の19日に第2回の地域審議会のことがありましたので、地域審議会で潟上市学校教育環境のあり方についての答申について協議したところであります。

ご承知のように答申には、先ほどの話の中にもありましたように児童生徒の減少や老朽化による豊川小学校を危険校舎としての問題が近日の課題であると考え、先ほどの質問の中に、質問ではありませんでしたがこのことについてありました。たえず私どもは豊川小学校のこのことについては対応してきたつもりであります。その上で豊川小学校と大久保小学校が統合することが望ましい。そのためには地域住民ならびに保護者等の理解を得るために十分な話し合いの場を創出することに努めることが大切であるということ踏まえて、私どもはこの対応をしてきたつもりであります。その上に立ってご質問に答えたいと思います。

豊川小学校統廃合の行方について。

中川議員の質問項目の1番めの豊川小学校統廃合の行方について。

ご承知のように19年12月、先ほどと重複致しますけれども、12月26日、潟上市教育委員会教育委員長より市長に「環境のあり方について」に関する答申が報告されました。議員の皆様にも配付しておりますけれども、先ほど矢板市のことについてもありましたけれども、このことについては皆さんご承知のように「建議」という言葉は法律ではないわけでありましてけれども、答申、あるいは報告、提言という形で示されているわけがあります。そういう意味で建議ということであれば、このことについては再度検討していかねばならないと考えております。

この答申の内容は、学校規模について、1学級の児童生徒が30人程度、小学校では1学年2ないし3学級、中学校では1学年2ないし4学級であること。複式学級を毎年有することが考えられる小中学校においては、学区の見直しや統合する方向が望ましいということであり、教育委員会では答申の内容について、先ほども言いましたけれどもPTAの皆様、保育園の保護者会の皆様に対して説明会、アンケート調査を実施しておりますが、大方の意見は大久保小学校の統合も視野に入れて早急に解決してもらいたいということでありました。

なお、豊川コミュニティ推進協議会主催の豊川小学校改築要望に対する回答説明会に

においても、地域の皆様に対してこれまでの経緯について、そして答申の内容を踏まえて、豊川小学校の子供たちに何が一番大事なのかと。あくまでも豊川小学校の子供たちの教育環境はどうあるべきなのかということの説明をまいりました。

今後は地域の方々のご理解をいただき、大久保小学校との統合を含め検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解と協力のほどを宜しくお願い致します。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） それでは、私の方から2番の子育て支援の①番の乳幼児に必要な支援についてお答えをさせていただきます。

こんにちは赤ちゃん訪問事業についてであります。来年度から実施すべく準備をしております。これまでも母子保健事業の一環として妊婦相談、あるいは新生児訪問、愛育班組織等による声かけ訪問等を実施しており、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施によって訪問機会を強化し、母子の心身の健康状態の把握に努めてまいりたいと存じております。

また、要保護児童対策地域協議会は、児童虐待をはじめ非行児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその児童に対する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくために設置された協議会であります。

ご質問にあります協議会で検討された事例はありませんが、個別検討会議における児童相談の件数は、19年度で36件、20年度ではこの12月現在で24件あります。秋田県3か所の児童相談所においても年々増加の傾向にあり、本市も同様、18年度に比べ19年度では4件の増加となっております。これらのケースについては、市の家庭児童相談員および市職員が児童相談所、学校等関係機関と協力し、継続的に家庭訪問や児童相談所等によるカウンセリングを実施しております。

また、こんにちは赤ちゃん訪問事業と要保護児童対策地域協議会との連携ということですが、問題の発生防止を含め母子保健担当、それから児童福祉担当はじめ関係機関との情報共有を図り、問題解決に努めてまいりたいと思います。

また、潟上市子育てネットワーク協議会については、今年5月に設立し、これまでサークル活動者研修会への協力や親子まつりを開催するなど積極的な活動をしております。こうしたイベント等を通じて親子の出会いから仲間づくりへと発展し、コミュニティ活動や子育てネットワーク協議会の輪が大きくなってほしいなど願っております。

す。そのためにも、これまで以上に側面からのサポートや情報提供、子育て支援センターとの連携に努めてまいりたいと考えております。また、これまでも連携を密にしていまいりましたが、会議や協議会の開催時には関係担当職員を出席させ、なお一層、共通理解を図ってまいりたいと存じております。

近年の子育て支援は社会全体で支え合うと言われるように多岐にわたっておりますことから、今後もより一層、行政組織や関係機関、団体との連携強化を図りながら推進してまいりたいと存じますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） 子育て支援について、2項目めの答弁を求めます。小林教育長。

○教育長（小林 洋） 中川議員の2番めの幼児期、学童期に必要な支援の①、②についてお答えしたいと思います。

現在、児童クラブへの待機児童はおりませんが、入所を希望している児童の受け入れは、日中保育に欠ける児童や保護者の病気、介護等の緊急性を要する児童を考慮し、審査し入所を決定しております。

次に、平成21年度での児童クラブ申し込み状況であります。12月1日現在、おいわけ児童クラブは72名、でと児童クラブ41名、てんのう児童クラブ、てんのうA児童クラブ合わせて73名、とうこ児童クラブは14名、大久保児童クラブ40名（うち障害者3名）、飯田川児童クラブ24名で、計264名の入所申請があり、平成20年度同時期に比較して19名増加しております。

このうち追分地区は入所希望者は30名増加しております。児童の安全・安心の面からも児童クラブの増設等を検討する必要があるため、他の公共施設を調査しているところであります。

児童クラブ指導員は特定の資格を必要としませんが、福祉関係、教育関係の資格所有者がおります。現在13名の指導員の中で、保育士資格や幼稚園教諭免許所有者が3名、一級児童厚生員が1名、二級児童厚生員が2名おります。

そこで、ご質問の児童クラブの臨時職員の有資格者への時給の見直しについて、現在、各種臨時職員の業務等の均衡性や近隣市町村の状況を考慮し検討を重ねているところでありますので、ご理解をお願いします。

指導員には、みどり学園から講師を招へいし研修の実施や定例研修のほか、児童厚生員研修会や県主催の研修会に派遣し、安全で安心な環境づくりに努めているところであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） いろいろお答えいただきましてありがとうございました。

1つめの豊川小学校統廃合の行方についてということで、再度質問を致します。

今日の返事といいますか答弁を聞いていましたら、経過について詳しく説明していただきましたけれども、今までと何一つ変わってないのではないかなど、こういうことを私今判断しております。それは何かというと、よく5W1Hということで、いつどこで誰が何をいつまでどうするかという言葉がありますけれども、こういう大事な計画ですので、いつまで誰が結論を出すのかということの答弁がありませんでした。やはり計画ですので、5W1Hがきちんと揃って初めて計画と言えるのではないのでしょうか。いつまでに誰が結論を出すということがない計画は全く計画とは言えないのではないのでしょうか。私はそう考えておりますし、その点をひとつ再度質問を致したいと思っております。

質問の通告書では3番に当たりますね。改築または統廃合についての基本計画は既に策定しているのでしょうか。いつまでに結論が出て、そのことについていつ議会や住民に説明されるのでしょうか。また、このことの結論は教育委員会が出すのでしょうか、部局が出すのでしょうかというお尋ねをしましたけれども、これに対する答えは何一つありませんでした。そこがこの重要な問題の一番の肝心な点ではないのでしょうか。これがクリアされれば、恐らく子供たちも、あるいは保護者の皆さんも地域の皆さんも腹を据えて次の段階にきちんと進んでいけるのではないのでしょうか。この点をもう一つ再度お尋ねします。

あと、趣意書にないということでご意見として聞いておきますよというお返事を議長からいただきましたけれども、やはり危機管理の観点という点を考えますと、これは私も本当に鈍感だと言われるとそのとおりですけれども、今までに危険校舎に子供たちを置いたままいろんな議論を重ねていたように私自身も思っております。やはり平成13年度に危険校舎、危険な建物であるということが既にそういう状態でありますので、当然危機管理から言いますと暫定的に大久保小学校等にまず一時児童を避難するといえますか、そういう措置がやはり速やかに、これはまず行政の問題だけではありませんけれども、これは我々議会にも大きな問題だと思います。また、地域住民にとりましてもこの子供たちの安全・安心をきっちり守ることがやはり一つの一番最優先する課題なのではないのでしょうか。これは通告書にないということでお答えいただけないようです

けれども、もしその点についてもご答弁いただければありがたいなと思います。

あと、豊川地区の地域づくりの点についてご説明をいただきました。これはご答弁いただいた内容、そのとおりだと思います。あと、これも私やはりいつまで、21年度の都市計画づくりのマスタープランの中で潟上市全体の地域づくりを、都市づくりをしていくというお答えをいただきました。21年度ですので恐らく今後短い時間の間に結論が導き出されるだろうと思います。特に豊川地区に限りませんけれども、やはり飯田川地区、天王地区、昭和豊川地区ということで3つの地区がありますけれども、やはり全体と部分とのかかわりという点をこのマスタープラン計画づくりの中では練りに練って、それぞれの地域が全体の中できちんと生かされていくそのプランが必要だと思います。

あと、子育て支援の方についてちょっと私も細かく質問をしてしまったんですけども、大変ご丁寧な返事をいただいたとっております。特に私もちょっとまだはっきりこのあたりの子育て支援の重要さはわかるんですけども、具体的にどういうふうに進めていけばこれがまちづくり、地域づくりにつながっていくのかというのがまだはっきり見えませんが、今見えてるのはやはり、1つは予防という見方だと思います。しっかりしたすくすくした子供たちを育てていかなければいけませんので、大変な状況に陥る子供たちをどうして出さないかという予防という視点が一つあるかと思います。あともう一つは、やはり大変な子供たちをすぐ支援をすると、この2つの視点が必要だろうと思います。その時にすぐ支援の必要な子供をどうやって見つけたらいいのかというのが、今まで子育て支援のどちらかという空白地帯というか、なかなか手の届かない地帯、あるいは個人情報もありますので守秘義務もありますので、なかなかこのあたりが手が届きにくい空白地帯でありましたけれども、今お話しいただいた中で潟上市も21年度から、こんにちは赤ちゃん事業に取り組み、4か月の子供たちにすべて訪問し、そういう状態を確認していくというお話をいただきました。近隣の男鹿市でも、あるいは五城目町でも既に取り組んでいますので、できればそのあたりのヒアリングをしながら、後でスタートしますので先にスタートしたところのいいところをきっちり取り入れてやっていただきたいな、こう思います。

あと、児童クラブのハードの問題ですけども、特に追分、出戸、追分地区の方が出戸地区よりもかなり増加傾向にあるというので、昨年度より既に30名が応募しているということですけども、これは近々の課題だと思います。現場に行くともわかると思いますが、本当に狭い中で実施されております。今年1年、2年どうのこうというわ

けではないでしょうけれども、少なくともやはり5年先見据えたハードの問題というのは解決していく、そういう視点が必要だろうと思います。さっき教育長のご答弁で公的な施設を検討しているというお話がありましたが、近隣で公的な施設というと多分あそこの付近も含めて学校が一番公的な施設だと思われそうですけれども、本当にそれで対処できるのかどうか、そのあたりはきちんと調査、研究をして早めに体制づくりをしていただきたいなと思います。

あともう一つ、市長の方からご答弁ありました新庁舎建設構想の「子どもの城」の併設ということで、今回コンパクトなものを目指しているのもそれは別枠で検討していく機会もあるかもしれないよというお答えをいただきました。そういう考えもあるかと思えますし、また、私も今提案したように潟上市のやはり地の利、人の利といえますか、もうとにかく県都に一番近いのが私たちの潟上市であります。やはり一番秋田市にも近い、職場環境も多くの他の市町村よりは恵まれている等々考えますと、やはりこのいいところ、利点を使わない手はないのではないかなと思います。県内一子育てしやすい潟上市としていかに強いメッセージを発していくかということが、産業振興も含めて大きな潟上市の売りになっていくのではないのでしょうか。この時に今、新庁舎建設という構想がありますので、単にコンパクトに行政組織を集合するというだけではやはりもったいないと。この何十年に一度の機会をプラスの方向に活用する手立てはどこにあるのかな、こういうことを考えた場合に、やはり子供を軸としたいろいろな、これはもう子育てとか教育に限らず産業振興も含めて、観光振興も含めてかなり大きな可能性があるのではないかな、こう思いましたご提案をしたわけですが、そのことも含めて今後検討していただければと思います。

以上です。

- 議長（藤原幸作） ただいま再質問は5項目にわたるわけですが、答弁は5項目にわたるといって解釈してよろしいですか。
- 17番（中川光博） はい。
- 議長（藤原幸作） それでは、石川市長。
- 市長（石川光男） 中川議員の豊川小学校統廃合の行方についての再質問について、1、2についてお答え申し上げます。

いつまで誰が結論を出すのかと、基本計画も含めての再質問であります。地方教育行政の組織および運営に関する法律では、教育委員会の職務権限というものは学校の設

置、統廃合等が教育委員会の職務権限であります。長の職務権限は、それに予算をつけるつけないの職務権限があります。したがって一体であります。私は豊川小学校の統廃合の行方については教育委員会の報告もありますし答申もありますし、教育委員会と再度詰めながら、できれば今、私、立候補中であります。2期目に。もし2期目に当選させていただいたときには任期中にこの方向づけを決定し実行するということでもあります。

それから3番めの地域づくりのことについては、17番さんのおっしゃるとおり21年度のマスタープランに示されます。

それから子どもの城の件については、先ほど「せっかくのご提案でございますので別の分野で検討すべきでないか」と申し上げました。今、中川さんの提案では子供たち、ご婦人たち、あるいは老人たちと集うような所とのことですが、その内容、運営方法、しからは規模を、事業費はどのぐらいかかるというような、まさにまだこれからだと思いますので、それらのことを今はっきり申し上げて雲をつかむような提案でありますので、これはむしろ社会教育施設ではないかと、私としてはそう考えていますので、それらも含めて今後検討してまいりたいということでございます。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 今、市長が答えられましたように検討委員会から出された答申については、教育委員会はこの後、既に教育委員から市長に報告しておるわけでありませけれども、これが速やかにできるような方向で進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 再質問のご答弁ありがとうございました。市長の方からも一体となって結論を出すのだというお話がありました。そのとおりでと思います。

あと、これは私の今度意見になるかと思うんですけども、教育委員会、あるいは部局一体となって結論を出すということですけども、あわせて子供たち、あるいは保護者の皆さん、あるいは地域の皆さん、あるいは市民の皆さんも一体となってこの結論に進んでいくような大きな課題だと思います。とにかくやはりこういう大きな問題ですので、速やかに結論を出す。ただやみくもに速やかに結論を出すわけにはいきませんので、きちんとしたヒアリング、分析等々、資料の分析が必要だと思います。教育長のご答弁を聞くと、もう少し地域住民、あるいは保護者等々のことについてはもっともっと詰めたいたと、まだ足りないんだと私受け取りました。それをもうちょっと詰めるんだと、

こういうお話しだったかと思えますし、また、市長の方からは新しい市長選に立候補を表明したわけですので、また次の期以内にきちんとした結論を出されるというお話しでしたが、私は遅いのではないかなと。せめて新任期の前半の2年でやはりきちんとした方向づけをされないと、やはりこの今私がお話しさせていただいたように危険校舎にいつまで子供たちを置くのかということも本当に思料しなければいけない場面が出てくるのではないのでしょうか。やはり4年と言わずに前半の2年を少なくとも目処にするのか、あるいは1年を目処にするのかというあたりのお話ではないのでしょうか。やはり検討してから既に3年めに入ってます。私がこの潟上市になってからの一般質問を全部ひもときましたら、実は17年の12月に一般質問に項目ございました。それから17年の6月、19年の3月、19年の12月、20年の3月、こういうふう一般質問の中でもかなりの頻度でやはりこの問題をいろいろ取り上げていることが見えてきました。特に、ちょっと記憶で申しわけないんですが19年の3月の市長の答弁では、市長ご自身も苦渋の決断だというご答弁もありました。私やはりきちんとした資料が揃ってきちんとした判断材料が出たときには、きちん判断していただくという決断力がやはり必要ではないのでしょうか。とにかくやはり学校を改築するのか、あるいは統廃合するのかという本当に大きな問題ですので、これは豊川小学校のみならず市民全体の大きな問題として速やかにそういう方向づけがなされてしかるべきだと私は思います。もしこの点についてご答弁いただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 中川議員の再々質問にお答えします。

この統廃合、あるいはそういうことは大変極めて重要な問題でありますので、まさに教育百年の体系であります。拙速はいけません。ただし、私が申しましたのは任期中といても4年でやるとは言っていません。任期中に今言う拙速はいけないということは先ほど教育長も答えたとおり、教育委員会と市長部局が一体となってということ的前提に父兄や保護者の説明、あるいは地域の説明は当然前提となりますので、その点についてはお含みいただきたいということでありまして、任期中の1年でやるか2年でやるかということについては、判断材料が整った時点で判断したいと、決断したいと思います。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時25分とします。



午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（藤原幸作） それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

19番大谷貞廣議員の発言を許します。19番。

○19番（大谷貞廣） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。

通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず第1点ですけれども、産業の振興について。

平成19年度決算を認定、将来負担比率128.8%。法律の規定による国の健全化判断比率の早期健全化基準350.0%を大きくクリア。健全な財政運営と公表しております。

本市はさらなる産業の振興と地域社会の発展に活用のため、県立大学と地域再生計画実施への連携、協力協定を締結。テーマを「地産地消から発信する地域遺伝子再生プラン」として報道しております。広報「かたがみ」でも連携協定の主な内容、協定締結による効果を公表しました。

本市では工業団地の立地状況から、企業の誘致には秋田市、大館市、鹿角地域に至る資源リサイクル、医療関連の協議会への加入が現実的とし、協議会に加入。関連企業などへの誘致を積極的な活動を展開しているとのことですが、年度初めから原油高による一層のコスト増が懸念され、北京オリンピック、国体特需の反動減など厳しい材料が多い中で依存体質の脱却を求められている県内産業。米国の金融危機に端を発した世界的な金融危機と景気減速が国内産業最大の製造業の業績を直撃し、急激な円高が収益を圧迫。関連各社が減益予想、雇用削減と国内の景気後退がさらに厳しい現状となっております。

本市の基幹産業である農業では、平成20年度農業振興施策に対する建議・要望書で、農業者の経営努力のみでは限界、国へ持続可能な農業経営実現の保障制度確立運動を展開、第131回種苗交換会、農産物自給率向上と農業活性化議論で本市の受託組合長が担い手が安心して作業できるような経営安定策がさらに必要と窮状を訴えております。

農林水産省は食料の未来を描く戦略会議のメッセージポイントとして、「世界の食料事情が深刻化している。我が国の食料供給力が弱く、食料の6割を海外から輸入。耕作放棄地や不作付地が拡大。食生活の乱れが引き起こすさまざまな問題等がある。求めら

れる対応の中で国内の農業資源の有効活用、消費者の国産ニーズに求める努力等々、国と地方公共団体は農業者、食品産業事業者、消費者の取り組みを効果的に促進する手段を講ずる必要がある」と声明しております。

以上の観点から、県立大学連携協力計画方針、企業誘致活動の状況、耕作放棄地・不作付地の活用のお考えをお伺いします。

次に、総合型地域スポーツクラブ設立についてであります。人は誰でも健康で元気で一生を過ごしたいのが願望であろうと思います。それぞれの価値観にもよるだろうが、健康な体には健全な精神が宿ると、自分の体は自分で守るの意味合いからも、軽スポーツからはじまり競技スポーツの高揚が図られてきたと思います。スポーツは体を動かすという欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの楽しさ、喜び、スポーツを通しての交流を深めるにつれ、地域の一体感や活力を生み、人間関係の希薄化など問題を抱える地域社会の再生、連帯感の醸成につながる幾多の可能性があるとされております。

平成18年度、20歳以上を対象に内閣府の体力・スポーツ関係に関する世論調査で地域におけるスポーツ振興の効果として、「親子や家族の交流」32.9%、「子供の体力づくり」30.9%、「高齢者の生きがいづくり」41.4%、「地域のコミュニティ形成・活性化」36.3%、「余暇時間の有効利用」26.4%、「世代間交流の促進」32.1%などの効果が高く、また、平成16年度文科省学校保健統計体力・運動能力調査では20代から体力低下が始まっている。厚生労働省国民健康・栄養調査結果の概要では、40歳以上の男性2人に1人が肥満者と公表しております。

食文化、高齢者の増加、近所付き合いや外で遊ぶ子供の少なさ、日本人の伝統的な精神と美德が薄れ、不易流行の不易がないがしろにされ、流行を求めるが故に、オーバーかもしれないが規範を疑いたくなる出来事が社会現象の一端にあると考えられます。

以上の観点から、誰でもいつでも好きなレベルでスポーツを楽しめる地域のコミュニティとして、総合型地域スポーツクラブ設立のお考えをお伺いします。宜しくお願いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番大谷議員の一般質問の1点め、産業の振興についての①県立大連携協力計画方針についてお答えを申し上げます。

公立大学法人秋田県立大学と潟上市との連携協力の協定については、行政報告でも述べたとおりで、県立大学の持つ知識や研究成果等を地域社会へ還元することで潟上市の活性化がなされるものと考えております。

さらに潟上市と県立大学が政策課題解決のパートナーとしての体制づくりが確立されることで、市職員の政策形成能力等のスキルアップが図られるとともに、市民と行政と協働によるまちづくり、地域づくりによる潟上市の元気再生の実現を目指すものであります。

そこで、ご質問の県立大連携協力計画方針については、連携協定書に基づき潟上市地域再生計画の推進を図るために、1つめが地産地消と食育の推進強化についてであります。これは、遊休農地等を活用した農作業体験ファームや市民学校等に食材を提供する体制を整備し、食育推進の環境整備、シンポジウムの開催により市民の地産地消と食育への関心を高めることを目指しています。

2つめは、地域農林水産物を活用した産業強化についてで、地元農林水産物を活用して加工品や新規特産物の開発、既存特産品の高度化を促進し、ブランド化の実現を目指していきます。

3つめは人材育成についてであり、潟上ブランドの開発や地産地消など付加価値の創造と高度化の取り組みを進める上で、加工技術・品質管理対策向上のための人材育成を目指すこととしています。

今後、これらのことを前提に県立大と協力して潟上市の活性化を図っていきたいと考えています。

②の企業誘致活動についてであります。企業誘致は雇用の拡大と地域活性化を図ることであり、本市においても重要課題の一つととらえております。

ご質問にあります活動状況についてであります。企業誘致は情報収集とトップセールスが重要ととらえ、16企業・2団体による潟上市企業懇話会を11月に立ち上げております。目的は、行政と市内企業の情報交換、ネットワークづくりなどです。この会が起爆となり、新たな誘致ができる場であってほしいと願っております。

行政報告でも申し上げましたが、本市の昭和工業団地にバイオエタノール製造実証するための実施プラントを建設することが決定されました。

また、新たな企業が当団地内に進出が決定しておりますことをあわせてご報告を致します。この企業からは、社名を公表すると建設関連業種が殺到するのでしばらく名前を

伏せてほしいとの要請がありますので、申し添えておきます。

また、今年7月に施行されました農商工連携促進法に基づき地元企業と農家が連携し、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で米粉生産プラント増設に取り組んでいるところであり、企業の活性化と地域農業の活力向上につながることを期待しております。

本市においても、県の助成制度や他市町村の助成制度を見きわめ、新たな助成制度も視野に入れ継続的に企業誘致活動を続けてまいりたいと考えています。

3番目の耕作放棄地・不作付地の活用についてお答え致します。

国では、現行の食料・農業・農村基本計画の見直しを行い、現行の食糧自給率45%を10年後に50%に引き上げる方針を表明しております。このことは、国内農業の体質強化による食糧自給率の確保でありますので、今後とも意欲と能力のある担い手の育成や食料の生産基盤である農地の確保、有効活用の推進に努めなければならないと考えております。

潟上市の農用地区域を中心とした水田の耕作放棄地の面積は約70アールとなっておりますが、耕作放棄地に参入されない生産調整の調整水田と自己保全管理の面積は約259ヘクタールに及んでおります。農地は食料の安定供給にとって重要な基盤であり多面的な機能を有していることから、遊休農地の農業上の利用促進を図るべく、遊休農地の巡回、点検と指導、さらには遊休農地の発生防止、解消に関する啓発活動として集落座談会、パンフレット・チラシの配付、遊休農地解消展示圃等の設置、担い手の利用集積あっせん等にしたいと考えております。

私の答弁は以上であります。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 19番大谷議員の2つめ、総合型地域スポーツクラブの設立についてお答え致します。

平成12年度国の重点施策としてスポーツ振興基本計画が策定され、生涯スポーツ社会に向けての地域におけるスポーツ環境整備の向上がうたわれ、その中に総合型地域スポーツクラブ育成を掲げております。大谷議員のご指摘のとおり、スポーツは心、体の健全育成を促し、ひいては人生の快適なライフスタイルを構築できる役割を持っております。また、仲間意識の醸成、地域コミュニティの助長にも役立つものであります。

総合型地域スポーツクラブは競技スポーツと異なり、子供、大人、高齢者、老若男女

すべてが対象であり、参加加入できます。住民参加型・住民主導型のクラブであり、営利を目的としたクラブではなく自主運営が基本であります。

秋田県における現状であります。10月末現在の設立状況は23市町村・29クラブとなっております。本市においては、昭和スポーツクラブが平成17年6月に設立されて、現在、会員数は60名ほどで軽スポーツを多種目にわたって実践しております。本年2月には全国に先駆けて秋田県と県体育協会が認定制度を設け、本クラブにも認定書が授与されております。

現在、市内では多くのスポーツ愛好者が独自でクラブを組織し、各種スポーツを楽しんでおります。また、スポーツ少年団や体育協会加盟団体も日々活動して、スポーツを通じて健康づくりや融和を構築し、地域が元気になっております。こうした市民団体と体育指導員、体育協会等と連携していくことがより大事であると考えております。

今後は、地域住民の実態やニーズ、体育施設の利用状況等を把握しながら総合型地域スポーツクラブ設立に向けた情報を提供するとともに、既存のクラブ運営がより充実し普及していくよう積極的な支援をしていきたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（大谷貞廣） ご丁寧なご説明ありがとうございました。

私一つ、エタノールとお話が出ておりましたんですけれども、これは何はともあれ、とにかく企業誘致の一環だと思っておる次第でございます。市長のトップセールス、それから役割分担の県とのコンタクト、これの賜物だと、こういう具合に潟上市に来たなと思っておる次第でございます。

何はともあれ、このエタノールというものはテストプラントなんですけれども、日本云々じゃなくして世界的に注目されてるものだと思っております。そうすれば日本の国でなくして諸外国の連中方もここに見学に来るとしております。しばらくぶりに潟上もかなりの光明が射してきたなと思っておる次第です。それで、この千載一遇のチャンスを逃してはならないと私は思っております。それはなぜかという、先ほどもいろいろとお話しが出ておりました。潟上市には全国的に誇れる資源があります。要するに文化財、あるいは産業遺産、温泉もあります。食べ物もいっぱいあります。そういうものは今までは点であったけれどもこれを線にして、お客さんはどっちに逃げるかはわかり

ませんけれども、外国人が必ず来ます。ただ見るだけではないと思います。それをただ逃す手はないと思っているんですね。そういうようなお考え方もひとつ頭に置いていただきたいなと思っております。

また一つは、これは私の老婆心かもわかりませんが、テストプラントといえども危険物取扱製造所になります。そうすればセーフティアセスの抜かりのないようにしていただきたいなと。これは当たり前のことなんですけれども、そうしていただければ結構だなと。抜けのないようにしていただきたいなと思っておる次第でございます。

次にもう一つ、地域スポーツなんですけれども、あえて国の統計を利用したわけなんですけれども、高齢者の生きがいづくりが41.4%と、地域のコミュニティ活動が36.3%と、これが一番高いわけです。何を言うかといえば、やはり高齢者、私前にも質問したことあるんですけれども、これらはやはり介護予防につながっていくのではないかなと思っております。どうしてかという、20代から既に体力低下が始まっていますよと、そういう統計が出ております。30年前の11歳の子供と今比較してみれば、言わずもがな体格は向上するけれども体力はないと、そういうことがありますので、あるいはこれ見ればやはり当然先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、自主的な運営でございますからあれこれはできませんけれども、こういうことが統計に出ておりますので、また40歳以上の男性は2人に1人は肥満者と、これは大体年代を追うたびに貫禄が出たなど言われればそれまでなんですけれども、これだって早い話、今のメタボ、生活習慣病につながるものであると、100%そうではないんですけれども、あれやこれやと言えば先ほど申し上げましたんですけれども昭和に1クラブがあるんですけれども、各種いろいろなことをやっていますけれども、もう一つ関係各位のところでも頑張ってもらってそういうものを1本か2本、各地域に。そういうご指導をしていただきたいと思っておるところで一般質問をしたわけでございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 質問に答弁必要ですか。

○19番（大谷貞廣） ありません。宜しくお願いします。潟上のために、これから非常に光が射ってきておりますので、できるだけ潟上に金が落ちるような方策をやっていたいただきたいなと、そういうことです。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番大谷議員の一般質問の再質問にお答えします。

いずれ先日、カワサキプラントの重役さんたちが議長も副議長も会った際には申し上げました。大変見学者、視察者は来るであろうと思っています。今、千載一遇のチャンスという言葉もありましたけれども、これがどのように対応するかということについては今後少し様子を見なければならぬと思っていますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） これをもって、19番大谷貞廣議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時半まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。12月議会を準備されました職員の皆さん、そしてまた議会の傍聴に来られている市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

私は今後の市民生活にかかわる点について4点にわたり質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

1点めの質問です。国民健康保険加入の18歳以下の子供たちには正規の国民健康保険証の発行を求めることについて質問致します。

経済情勢の悪化から子育て世代の保護者が失業などにより国民健康保険に切り替えて、その後も定職が見つからなかったり、収入減により保険料を滞納する世帯が多くなっています。国民健康保険は1年間滞納すると資格証明書の発行となり、病院での窓口は全額負担となります。2000年に資格証明書の発行が義務づけられました。以降、深刻な受診抑制と病状悪化から受診抑制や死亡などが全国で起こっております。国民健康保険料や保険税を滞納している世帯は全国で約382万2,000世帯、これは加入世帯全体の18.4%ですが、このうち資格証明書の交付されている世帯は33万1,000世帯、1.6%となっております。無保険の世帯の子供を年代別に見ると、0歳から6歳の乳幼児は5,275人、小学生は1万6,381人、中学生は1万1,120人です。つまり保険証を交付されず公的医療保険を使えない中学生以下の子供は1万1,302世帯で、3万2,776人いるというわけです。

10月28日の厚労省の発表です。秋田県では160人に上ります。

この潟上市でも8月の調査段階では、資格証明書を発行されている世帯が133世帯で、

子供のいる世帯が17世帯、小学生が6人、中学生が3人となっており、その後、若干の変化があったことと思いますが、医療機関での窓口での支払いが全額負担となるため、子供が必要な治療を控えるなど受診抑制につながると指摘されてきました。何の罪もない子供が被害を受け、病状悪化してからの受診や死亡なども起こり社会問題化していることから厚労省は調査を行ったものですが、その結果を受け、厚労省は1か月の短期保険証の発行をするよう各自治体に通達を出しましたが、各市町村での取り扱いにアンバランスがあります。

新聞報道によれば、本日の国会において保険料滞納している世帯に対し、一律に中学生以下の子供に6か月の短期保険証を交付することを可決予定となっているようです。県内においても、この処置が行われる前から滞納があり資格証明書の発行世帯となっても、18歳、高校生までですけれども、子供だけには正規の保険証を発行しようとする秋田市や北秋田市、大仙市、美郷町などの自治体があります。市町村が実施している医療費助成事業（乳幼児・母子家庭・老人などに対する医療費助成制度）では本市はどうなっているのか。また、今全国的に問題となっている子供の無保険状態に潟上市ではどう考え、今後どのように対応するのか。18歳までは保険証を発行すべきではないのかと思われませんが、どのように対応するつもりなのか伺いたいと思います。

保護者がいろいろな事情の中で国民健康保険税を滞納せざるを得なくなり、資格証明書となっても子供には何の責任もないし、このことが原因で治療を受けることを抑制すれば、子供の健康も人権も守ることができないのではないかと思いますし、子供の生存権への侵害だと思いますが、市当局の見解、対応を伺いたいと思います。

質問の2点めに入ります。潟上市市営住宅の家賃減免制度および徴収猶予の制度と滞納世帯に対する対応について伺います。

市営住宅に入居している方が病気や失業などで急激に収入が減った場合には、家賃を減免したり徴収を猶予する制度が潟上市にあります。この制度は内容も含め知られていないというのが実情ではないでしょうか。この制度はどのような内容なのか伺いたいと思います。

また、この制度は国保や固定資産税の減免制度と違って、前年の所得からの収入の減がどれくらいあるかにより減免割合が変わってくるようですが、現実の今苦しいときに適用とならず1年待たなければ適用されないという検討すべき内容、即応性に欠けるとい面もあるのではないかと思います。国保や固定資産税の減免では、この潟上市でも



前3か月分の収入のわかるもの、例えば給料明細書や事業所からの給与支払書、あるいは最近の年金振り込みのわかる社会保険庁からの半券などを添付するという事で、今現在の生活の収入や医療費その他の生活状態を反映しているから減免が必要だということでの申請ですが、家賃を滞納するより減免で負担をなくし収納率も上げていくためには、この制度を知らしめていくこととあわせ、現実合った内容に変えていくことも必要と思われます。市営住宅の家賃の滞納世帯に対する対応も含め、この制度の周知徹底と改正が必要と思われる点があれば、このことについても市当局の見解を伺いたいと思います。

3点めの質問に入ります。後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の扱いについて伺います。

今年の4月より施行となった後期高齢者医療制度は、1年間の間に国民の声もありいろいろ改正がなされました。年金額の少ない高齢者の方からは、年金からの引き去りではなく直接納付となっておりますが、最初から年金額が少ない方からも徴収するという過酷な制度であり、保険料が減額されたからといっても、ここ1年間ぐらいの処置です。今後ますます保険料の滞納者が出てくると思われます。この制度は国民健康保険とは違い、収入の少ないことの事由による減免制度がありません。今このことについて秋田県でも後期高齢者の代表の方が行政側に審査請求をしていることが報じられ、裁判にも発展しそうな情勢と思われます。このまま全く保険料を支払わない状態が推移したとなれば、数か月後には滞納となっている世帯に保険証の発行停止がもう秒読みになってきているのではないかと思われますが、本市における滞納の実態と今後の対応、そして1年経過後の扱いについて伺いたいと思います。

後期高齢者医療制度の普通徴収が7月から始まったので、7月以降の扱いについてはどのようにするのか。秋田県の広域連合とも関連しますが、市としての扱いを伺います。

国民健康保険では、滞納していても高齢者に保険証を交付してきました。制度が変わったからといって病気になりやすい、また、病気治療している高齢者から保険証を取り上げることは人道上も行政上もあってはならないことと思われますが、市当局の見解を伺いたいと思います。

第4点めの質問に入ります。潟上市内の農業者、漁業者、中小業者に対する原油価格高騰、生活物資上昇による支援策について伺います。

原油価格の上昇が一段落したとはいえ、その影響はまだあり、物資や生活必需品、食

料の値上げなどで企業倒産や雇用の悪化は避けられません。このような中で、各業者の皆さんは年末にかけて経営のやりくりが大変なものと察しられます。せっかく内定した採用通知の取り消しや、派遣労働者が不況のあおりを受け大量に首切りされ、失業者数が年末年始にかけ膨大な数に上がることが予想されており、社会問題化しています。特に自動車関連企業のリストラが大きく、本市での電子部品会社や隣の町の自動車部品の会社も大幅なリストラを予定しているようです。

今、農業を営んでいる方、漁業者の方、そして中小企業の皆さんも経営や生活が大変だと思います。今こそ行政が動きの支援策を講ずるべきではないでしょうか。私は必要だと思います。各地方自治体が行う業者の皆さんへの支援策の取り組みは多岐にわたっているようです。漁業者に対する燃料代の一部補助や、福祉施設に対する支援策として送迎運搬費補助としてガソリン代や暖房費代の補助、農家のビニールハウスの二重覆いに対する補助をした自治体もあります。今こそ業者の皆さんが国や自治体に対し支援を待ち望んでいるときはないと思いますが、どうでしょうか。自治体の支援策に対する見解について伺いたいと思います。

地方の自治体は、国にこれらの業者支援のために働きかけ支援策を求めたことと思いますが、最近、政府が発表した第1次補正の中で自治体を取り入れることができる事柄が多くあるのではないかとおもわれますが、この点について何を支援策としますか。また、潟上市独自では何を支援策と致しますか、伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の一般質問の1点め、国保加入世帯の18歳以下の子供たちには正規の国民健康保険証の発行を求める件についてお答えします。

まず答弁の前でございますが、通告書以外の事項が半分以上足されておりますので、私はこの通告書に基づいて答弁致します。

ご承知のように資格証明書の交付は、国保事業の健全な運営を図るためと納付者と滞納者の平等性を保つために納付相談の機会取得と税込確保の手段として設けられております。

ご質問の福祉医療費受給者の対象者については、資格証明書の交付はしておりません。また、無保険の子供に対する市の考え方と対応につきましては、国・県からの子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付には、納付相談等の面談により、子供が医療を

受ける必要が生じ、医療費一時払いの困難により特別な事情に該当する状況が起こる可能性があるとは判断される場合は、短期被保険者証の交付に努めることとする通知がありました。

これらを踏まえ、本市では子供の健康を重視し、現在18歳以下の子供への短期被保険者証の一律交付を平成21年1月からすることで準備を進めております。

次に、4点めの潟上市内の農業者、漁業者、中小零細企業に対する原油高騰・生活物資価格上昇による支援策についてお答え致します。

農業における原油高騰に対する対策としましては、国の事業であります強い農業づくり交付金事業で施設設備に補助を行うものがあります。例えば木質ペレットボイラーやヒートポンプ等の省エネルギー技術導入事業等の整備があります。県の事業では、夢プラン応援事業の拡大等の措置がありますので、市では申請・採択等について支援し、従前どおりの助成措置を進めてまいりたいと考えております。

農業者は厳しい経営を強いられていることから、水田経営安定対策の収入減少補てんは生産資材の高騰・生産コスト上昇に対し、所得の減少には十分対応できない状況にあります。これらに対応できる対策を充実・強化する施策を関係機関・団体により国などに要請活動しているところであります。

原油高騰との直接の関連はありませんが、農業者・漁業者に対し、通年において現在の県税の軽油免税措置があります。平成20年で農業者の件数は350件で、漁業者は46件の申請がありました。今後も申請時の支援やPRを充実していきたいと考えております。

次に、中小零細企業に対する支援策についてであります。国では8月に策定されました安心実現のための緊急総合対策のもと、セーフティー保証制度を活用できる指定業種を11月に618業種へ拡大されています。また、要件の緩和や融資枠の拡大が図られておりますので、市内のほとんどの業種が対象となるものと考えております。申請認定された状況は、平成19年度が29件、20年度では12月5日現在で41件の認定がありました。市としましては、これらの優遇措置が有効活用できるように申請の支援やPRをしていきたいと考えています。

未曾有の金融危機と相まって、経済不況、雇用不安はとどまることを知らない状況にあります。このような中であって、市民生活をはじめ中小企業、農漁業・建設業等々、あらゆる分野にその影響が出ていることから、国・県における総合経済対策に対応すべく、本市においても庁内に対策会議を設置し、対応方について協議検討を重ねておりま

す。

最近、原油価格の高騰に歯止めがかかっているものの、飼料、原材料等の価格高騰は相変わらず市民生活や企業活動等に深刻な影響を与えている状況にあります。今後、国においては総合緊急対策に関係する第2次補正予算をもって対応していくこととしておりますことから、本市においても総合的な対策として支援のあり方や公平性という観点を踏まえ、国・県の総合経済対策等を注視し、可能な対策を講じてまいります。

また、ご質問にありました福祉施設に対する支援策については、潟上市民が利用している福祉施設は本市でなく他市町村の施設も多く利用しています。それに規模や種類など支援の基準の設定が難しく、公平性の観点からも現在のところ考えておりません。しかし、行政報告でも述べたとおり、昨年と同様に市内在住の高齢者や重度障害者世帯等に福祉灯油の助成金を交付していることで支援をしていきたいと考えております。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは、11番藤原典男議員にお答え致します。

潟上市市営住宅の家賃減免制度・徴収猶予の制度と滞納世帯に対する対応についてでございます。

潟上市市営住宅の家賃の減免・猶予については、潟上市市営住宅条例第16条に規定されており、次に申し上げます特別な事情がある場合において減免または猶予することができることになっております。

1つは、入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき。

2つめと致しまして、入居者または同居者が病気にかかったとき。

3つめと致しまして、入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

4つめと致しまして、その他前3号に準ずる特別な事情があるときとあります。

以上の各号に該当する場合に措置を講ずることになります。

さて、市営住宅の家賃の減免などについて条例に基づく申請があった場合、条例に掲げている特別な事情と合致するかを申請内容と添付資料や本人からの説明により市が審査し、決定することになっております。添付書類は、所得証明と住民票、入院・通院証明書や罹災証明書などが義務づけられております。

所得証明については前年の収入が基礎となっていることから、現状で著しく収入が低額となった場合でも添付書類の内容により減免または猶予する事情に当たらない場合もある可能性があります。このため、現在、国内の経済状況や制度の即応性という観点か

ら施策として行う必要性を検討し、必要と判断した場合は関係規則等の改正などを速やかに行いたいと考えております。

今後の経済動態が不透明である中で、市営住宅に関する要望はますます多様化していくと思われませんが、その時々々の現状に即した対応をする所存でありますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 藤原議員の3点めの後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の扱いについてお答え致します。

本年度より施行された後期高齢者医療制度の保険料の軽減対策については、通常の軽減措置に加え、年度途中の見直しにより、さらなる軽減拡大措置が実施されております。来年度も引き続きの措置を行うこととしております。また、減免制度につきましては国保税と比較して範囲が限られておりますが、保険料には平等割がなく、国保税より低額に抑えられていることから一概に同様な減免とはならないと考えられます。

ご質問の滞納の実態については、11月末での収納率は93%で、未納者へは督促状の発送をしております。この中には単なる納付忘れ、あるいは納付書紛失等があり、今後、口座振替の奨励等、さらなる周知徹底に努めてまいります。

また、保険料の滞納が特別な理由なく1年以上となる場合には、国保と同様にやむなく資格証明書を交付することが法律で規定されておりますが、高齢者でありますので十分な状況精査の上、慎重な判断が必要と考えております。運用の詳細については、制度上、秋田県後期高齢者医療広域連合での対応となりますので、実際の1年経過となる来年8月からの対応に向け全県的に乖離のない運用を現在検討中とのことであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） まず、後期高齢者の無保険の恐れのある問題について述べたいと思います。

今75歳以上の方は戦前戦後、やはり食料のない時代に大変な苦勞をして生活を立て直し、また、復興のために頑張ってこられた方だと思います。その方がやはり年金を納めるのもままならず、本当に大変な中で生活している。特に今回の対象となる方は月1万5,000円以下の年金の方が対象となって、その方が安い保険料と言われておりますけれども、やはり1万5,000円の月額年金から保険料を納めるということは大変な事態と

ということで、これが継続していくとやはり保険証がなくなるということで私取り上げていますし、それからまた全国的にもそのような傾向が出てきているということです。5日の衆議院の予算委員会で舛添厚生労働大臣は、18の広域連合での調査の結果、低所得の方は全国で200万人いるみたいなんですけれども、そのうちの8.4%が保険料を払っていないと。結局8月以降、数十万人の方が保険証がなくなる、こういうことを調査でわかったということで発表しております。その後、舛添厚生労働大臣は私案として、今後、市町村の国保を都道府県単位に再編して後期高齢者制度と一体となった運用をさせていくという私案ということをおっしゃっていますが、これどう決まるかわかりませんが、いずれ8月以降、このままの推移で行けば法律等の関係で言えばやはり保険証がなくなるということで大変な事態になってくるというわけですね。ですから私はこの潟上市で、先ほど答弁ありましたけれども十分な考慮とか慎重な配慮が必要だということをおっしゃいましたけれども、それはそのとおりだと思いますが、具体的にどう運用するかと、これが問題になってくると思うし、やはり広域連合に対してこのままではいけないんだと、国に対してもこのままではいけないんだということで潟上市がやはり、ほかの市もそうなんですけれども呼びかけて何とか救済の方向を呼びかけていくことが必要なのではないかと思います。対象の人員も93%となれば未納者が恐らく150人ぐらいいるのかなという感じがしますけれども、潟上市としてもその時期にならずに今からそういうことのないように国・県なりに働かしていくことが私必要だと思われまますので、このことについて、今法律を無視してどうのこうのということはいませんが、やはり働きかけが必要だということをおっしゃりたいと思います。このことについても後で伺いたいと思います。

それから子供さんの国保の関係なんですけれども、今、市長より18歳以下の方には1月1日から一律に保険証を発行するというので、大変全国的にも全国的にも非常に優れたというんですか、すばらしい決断をしてくれたと私は評価しております。子供の権利条約というのがあります、これは1994年に日本も、世界的な条約ですけれども批准しておりますが、この中で第24条の中では健康医療の権利ということで、国は子供がいつでも健康でいられるようにできる限りのことをしなければならない。子供は病気になったとき、怪我をしたときは治療を受けることができる権利があるということをおっしゃっているわけですね。ですから、これに沿ってやはり潟上市もこういうふう動いてくれたということは私非常にうれしいことだと思います。ただ、この1月1日から始めると

なれば、それ以前に滞納している方に対して接触した場合にね、どういうふうに、接触した時点でいろいろな反応が返ってくると思うんですけれども、その反応によっては1月1日を待たなくても発行できるんじゃないかと思われまので、その点について伺いたいと思います。

それから市営住宅の関係なんですけれども、私も条例いろいろちょっと見てみしたら、やはり前年度の所得によって10分の2、10分の3、10分の4、10分の5、10分の7という、前年の所得と比べて減免できるというところがあったわけなんですけれども、ただし残念なことに前年の所得となれば即応性がないということで私今お話ししたとおりなんですけれども、国保や固定資産税では向こう3か月分の収入があるものでわかると、それで対応するというのをやはり変えていかなきゃいけないなと私言いましたが、それに近いようなまずお話が出ましたが、秋田市では収入に応じて保護基準から下がっている場合は6割の減免とかという制度もあるんです。ですから私、潟上市の制度がそれほど悪いとは思いませんけれども、生活保護を基準としたものと、それから前年の収入からどれくらい減ってきてるのかというやはり二本立てでね、滞納をなくす、気持ちよく納めていくという生活を支えていくという条例も必要なんではないかということで、もう一度お聞きしたいと思います。

それから支援策についてなんですけれども、この第1次予算ということでお話、一般質問の中で出しましたけれども、この中では政府の書いたものによりますと、まず福祉灯油を実施してもいいというほかに社会福祉法人に対する暖房費とかの補助ですね、それから公衆浴場に対する助成とか農林漁業者に対する利子補給、補償料保障の施策とか、それからハウスに関するものとかいろいろこういうことも特別交付税として半分は出しますよという指示が出ているわけですね。今、12月議会で補正ということで今盛るってことはなかなかできないと思うんですけれども、3月議会に向けてね、やはり政府の第2次補正が出るかどうかわかりませんが、その準備をしながらやれるような支援策については行っていくという答弁がありましたので、その方向でひとつ頑張っていたきたいと思います。

それでですね、先ほど市長からもお話しされましたけれども、融資の関係で制度が変わりまして618業種に対象が拡大になったということのをまずお話ししましたけれども、この中身についてはここで全部言うのも何ですけれども、今借りている分プラスまた新たに借りれる分ができた、別枠保証限度額ということで無担保無保証人であれば1,25

0万円以内にまたさらに借りれると。これは信用保証協会との関係で言えば、今税金を滞納しててもオーケーなんだよということのようですね。ですから、この答弁にもありましたけれどもPRをすると、支援策もやっていくということがありましたけれども、これ結構使っている業者の方もおりますが内容をまだよくわかっていない業者の方もいると思うので、そこあたりに対する再度のPRと、それから銀行に行った場合ですね、これはだめなんだということがあるのかないのか含めてね、だめだとすればやはり市の担当者が一緒に銀行に行って、これは融資枠はこうなっているからちゃんとやってくださいという援助といいますか支援ということ、そういうことも私は必要なのではないかと思います。

それからですね、今、隣の男鹿ではどういうことをやっているかといいますと、この12月補正の中で1,000万円の基金をつくりましてね、それで漁業者に対して漁業協会を通してお金を貸すと。平均すれば40万円から数十万円ということみたいなんですけれども、基金を1,000万円用意してそれをお貸しするということと、あと農業者・漁業者に対する利子補給ということで、今まで借りてきた利息の20年度分、平成20年度1年分だけは補てんしましょうという制度もやっているみたいなんです。ですから、そこら辺も含めて今後、潟上市でも是非検討していただきたいということを述べまして2回めの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） ただいま具体的な提案ふうのこともございますけれども、先ほどの答弁に対する再質問でございますので、それに沿ってご答弁をお願いしたいと思います。

鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 再質問の第1点のこととございますけれども、国保加入世帯の18歳以下の子供たち、これが一律交付するというような段階の中でご相談にまいった場合どうするかというようなご質問だったと思いますけれども、今も相談にみえた場合、事情を考慮して短期健康保険証を交付致しております。これらを準じて、この後、先ほど市長がご答弁したように21年1月からはそれらを含めて一律短期被保険者証を交付するということとございます。相談に見えれば、それより早く交付に、事情を理解した場合は早く交付することとなります。

それから3点めの後期高齢者制度の内容でございますけれども、先ほど藤原議員さんが言われたように後期高齢者の方々がこれまで市の発展に、いろいろな面で貢献されたということは十分承知致しておりますし、この後も健康で過ごされることは希望してお



りますけれども、潟上市単独の後期高齢者医療保険でもございませんし、先ほど申し上げましたように事業主体が秋田県後期高齢者医療広域連合ということでございますので、この後、藤原議員が申されたような形でそういう資格証明等にならないような形で提言をしていきますけれども、国保と同様に滞納者に対しては相談等あった場合は短期健康保険証で対応致しております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは、藤原議員の再質問にお答え致します。

はじめに住宅の方の減免の関係でございますが、住宅条例の施行規則であります入居者の減免額の算定の方法であります。これにつきましては入居者および同居者の総所得から所得税法に掲げる控除額を控除して減免の額を決めているということでございますので、ひとつ宜しくご理解をお願い致します。

次に、セーフティーネットについてでございますが、セーフティーネットの保証制度は信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度であるということをご承知のとおりであります。この保証を受けるには首長の認定が必要であります。首長の認定は信用保証の審査を受けていただくためのものであり、首長の認定を受ければ必ずしも審査が通るものではないということをご理解いただきたいと思います。

藤原議員にあります市ではどのような対応をするかということですが、あくまでも信用保証協会の判断に委ねるよりほかないと考えておりますが、潟上市の申請につきましては7号の認定であります借り入れの減少等による経営に対して支障が生じている業者は現在おりません。現在の潟上市の商工会の会員の方々は655名ほどでございますが、先ほどもお話ししましたように41件の申し込みがあったということでございます。

それから農業者・漁業者に関しての援助でございますが、これにつきましては藤原議員の提案として承っておきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 子供の国保の問題でも、それから後期高齢者の問題でも住宅の問題でも、いろいろ納得できる回答がいただけました。

ただ、やはり今景気をどうするかということでソニーなんかも非正規・正規含めて8,000人、これはやはりそこだけじゃなくて潟上市にもそういう波はずっと来ると思うん

です。ですから中小企業を支援するような策を是非取っていただきたいと。それとまた関連するんですけれども、やはり市民が購買力を持たないとなかなかあれですね、不況も乗り切ることができないということで、この購買力をつけるために男鹿市ではこの前発表されましたけれども地域振興券ということを発行するというので、1枚1,000円のを11枚つけて1万円で売って、それで1人5セットまでということですね、予算を560万円ぐらい議会で盛り込んだようなんですけれども、こういうことも地域の人、そして中小で働く、いろんなお店屋さんとかということもこういうものを発行しますと非常にやはり活気が出るんじゃないかと思しますので、それは要望としてお話ししておきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

このことについて、もし市長見解ありましたら宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 要望事項ということで受け止めさせていただきます。よろしいですか。市長答弁とかやりますか。要望事項ということでよろしいですか。

○11番（藤原典男） 一言何かありましたらお願いします。

○議長（藤原幸作） 要望事項として受け止めるということでございますので、これをもって11番藤原典男議員の質問を終わります。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 12月定例議会におきまして一般質問の機会を与えていただきましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。傍聴者の皆さんも大変御苦労さまでございます。市長はじめ職員の皆様におかれましては、市民の生活を守るという立場になって日夜ご努力されていることに対しまして感謝と敬意を表する次第でございます。今後におきましても市民一人ひとりに対しまして真心のある接客態度で対応していただき、そして潟上市民で本当によかったと、市民の皆さんが感謝されるような行政運営をもこれからは是非ひとつお願いしたいと思えます。

それでは、通告申し上げております順に従って質問致しますので、宜しくお願い致します。

まず最初に、定額給付金について質問致します。

原油に対しましては、現在は油の値下がりにより大変市民生活も助かっていることと思えますが、しかし、食料品などの急騰が家計や中小企業の経営を直撃している現状であります。また、米国発の金融危機という百年に一度という突風が吹き荒れ、企業活動

や個人消費など実態経済を冷え込ませている現状であります。加えて景気後退の影響を受けまして所得の伸び悩みや物価高にさらされております。市民生活を守るのが政治であります。

市民が今抱いている最も大きな不安の一つは、この先の暮らしはどうなってしまうのかということであり、あらゆるものが軒並みに値上がりしております。年金の額は変わらない、物価が上がってこれ以上どこを節約すればいいのかわからないなど、物価高を中心にした不安であります。国民の生活は家庭の努力だけでは乗り切れない状況になっている現状であります。ぬくもりのある政治の手助けによって家庭が元気にならないと、日本の景気も地域経済も回復することがないと思うわけであり、

そこで、生活者、庶民の目線に立って少しでも不安を解消し、厳しい冬を乗り切るために我が公明党が緊急経済対策として打ち出したのが定額給付金や福祉灯油、そして中小企業の資金補給のために行う保証制度などであり、ばらまき、効果なしなどと批判の声は、家計の痛みがわからない人の批判であります。

11月17日付、日経新聞の報道で、定額給付金賛成63%、「家計が厳しいので助かる」が最も多いとありました。5日の衆議院の予算委員会の中でも、麻生総理は世論調査の中で88%の人がもらうという答弁をしておりました。定額給付金について一日も早い支給を望む声として一例を挙げてみたいと思います。

宮城県栗原市長は「本市は今年6月、岩手宮城内陸地震に見舞われた上、景気悪化が追い打ちをかけ、中小企業や商工関係者は大変な思いをしています。市民が欲しいものを買わないで我慢している状況の中、定額給付金の決定は本当にありがたく思っております。一日も早い支給を待ち望んでおります。昨冬、本市で福祉灯油を実施した際は、職員が対象世帯を訪問して灯油券を配付しました。今回の定額給付金も困っている市民に尽くしたいという気持ちを伝えたく、幹部職員が先頭に立ち、職員で手分けをして市民のお宅を訪問し手渡しでの支給を考えています。こうすることで市民とのコミュニケーションが深まり、市への苦情や意見を吸い上げられると確信しています。不在の場合などは窓口交付金の振り込みを検討しています。」とあります。

潟上市と致しましても市民へのサービスを念頭に最善の策を考えていると思いますけれども、そこで支給の方法と支給総額がどのくらいになるのか、また、給付金の効果、考えについて伺いたいと思います。

次に、除雪対策について伺います。

暖冬により除雪車両の出動は一度もありませんけれども、いよいよ本格的な降雪シーズンを迎えるものと思います。毎年、オペレーターや関係者には夜間などの危険な作業に大変御苦労さまと申し上げたい。市民生活の安全・安心を守る上で、ドライバーや通勤通学者などに支障を来さないように全力で除雪対策に努力されていると思いますけれども、年々宅地開発が進み除雪路線の増加などで時間的に苦慮する面も多々あると思うが、今冬の除雪計画路線延長と除雪車両台数および委託業者が昨年に比べてどうなのかお尋ねしたいと思います。

地域によりますが、早朝の対応が遅いとか、除雪作業のやり方が他の業者と格差がありすぎるなど何とかならないかとの苦情・要望の相談を受けることがあります。また、シャーベット状の路線状態になった場合の対応があまりよくないことはドライバーから指摘を受けます。歩行者やドライバーなどからの指摘を素早く解消するための策として、特に除雪作業の対応が地域市民に好ましくないと意見が出た場合のために、委託業者と配属区域をマップに明示しまして、市民に今までよりさらにわかりやすくするとともに地域の代表者などから業者に直接連絡ができる体制にすべきであると思いますが、どうでしょうか。また、すべての委託業者は24時間の出動体制になっているのかお尋ねしたいと思います。

次に、携帯電話の回収について質問します。

斉藤鉄夫環境相は8月の24日、千葉マリスタジアムを訪れ、プロ野球ナイトゲームを前にスタジアム入場者が書き込んだエコメッセージフラッグをロッテの監督とともに受け取り、環境への取り組みを観客に呼びかけました。呼びかけの中で斉藤環境相は、環境省の1人1日1グラムCO<sub>2</sub>削減チャレンジ宣言運動を紹介するとともに、携帯電話には貴重な金属資源が含まれているとし、日本中の使い終わった携帯を集めると世界有数の貴金属鉱山の埋蔵量に匹敵すると述べ、未来のために是非携帯のリサイクルにもご協力をと環境相として公の場で初めて訴えたものであります。

さて、埋もれたレアメタル、希少金属の再資源化へ向け、環境省が3市、日立市、大牟田市、大館市でモデル事業を実施することを決定致しました。法律で回収が義務づけられているパソコンやテレビなどと異なり、小型家電を回収する仕組みがない現状であり、通信各社などをつくるモバイルリサイクルネットワークによると携帯電話の回収台数は、2001年度で1,310万台だったのに対し、2007年度には644万台にとどまっており年々減少傾向にあり、そのまま家庭に眠っていたり捨てられたりするケースが多いとみ

られております。

本県では2006年、大館市が全国で初めて小電回収を始めた先進地とされております。今年10月からは回収範囲を全県に拡大して行っております。そこで、本市としてのこれまでの取り組みと今後の計画についてお聞かせいただければありがたいと思います。

以上をもって壇上の質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 7番佐藤議員の一般質問の1点め、定額給付金についてお答えを申し上げます。

国における総額2兆円を限度とする定額給付金の事業素案では、給付方法は世帯主の口座振込を原則として、多額の現金を市町村において取り扱う現金による給付方式については、振り込みでの給付が困難な場合に限ることが望ましいとしております。

国では今後、実施主体である市町村の意見を聞きながら詳細を決定することの方針ですが、給付方法をはじめ所得制限等も含めて各自治体で統一されていかないと、住民に不信感や不安、混乱を与えたり、あるいは振り込め詐欺等のつけいるすきをつくることにもなりかねませんので、慎重に対応していくことが肝要と考えております。

また、質問にある潟上市の給付金総額については、1人につき1万2,000円、65歳以上および18歳以下の者については1人につき2万円とした場合で、所得制限なしで試算したところ、10月末現在の人口で約5億4,000万円が給付されるものと試算しております。

この事業の目的である住民への生活支援および地域経済の活性化ということに関しては、これらの諸事務にかかわる膨大な時間と労力等も予想されますことから、より効果の高いものとなるよう努めていく必要があると考えています。今後の国の動向を見きわめて体制の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 官田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは、7番の佐藤恵佐雄議員にお答え致します。

2番の除雪対策についてでございますが、ご質問の前段にありますように平成17年から18年にかけて降り続いた記録的な豪雪に比べて、近年の降雪量は多くはありませんが、降り始めや融雪時におけるシャーベット路面の対応を含めて、市民生活の安定のために除雪体制を取ることは降雪量の多少にかかわらず行政を預かるものとして重要な対策と

考えておるところでございます。

市では、11月14日に今冬における冬期交通除雪会議を開催し、この日をもって潟上市道路除排雪対策本部を設置致しております。また、11月25日の潟上市自治会長会議ならびに12月1日発行の市広報を通して、除排雪の内容を説明・掲示しながら市民のご協力についてお願いしたところであります。

さて、ご質問の今冬における除雪計画路線の延長については、市道延長の約9割に相当する351キロメートルとなっており、除雪車両については市直営が7台、委託業者44社による車両74台、計81台の体制を組んで対応しております。

昨年と比べ除雪延長はほぼ変わりありませんが、委託業者は1社を増やし、車両については除雪グレーダー1台の減となりますが、除雪プラウ装備車の増によって作業効率が高まるものと思っております。あわせて今年度は、県から払い下げを受けた凍結防止剤散布車1台の導入によって、融雪機能の強化を図っております。

佐藤議員は、除雪に際し、さまざまな市民のご指摘を述べられておりますが、今冬はこの体制で対応したいと考えております。さらに17年度豪雪の教訓を生かし、行政・市民・関係機関が一体となって厳しい冬を乗り切ろうと考えています。とりわけ地域の自治会活動は除雪にとって極めて重要であり、先般の自治会長会議においても各地域の除雪路線と業者名を掲載した除雪マップをお配りし、今後の除排雪の参考にしていただくことにしております。

ご提案の地域の代表者から直接実施業者に連絡が取れる体制にすべきことについては、通常各市除排雪対策本部からの指示を含め、受ける業者側にとっては非常に複雑な対応になることが想定されます。また、地区の要請を踏まえ対策本部の指示を受けることもあろうかと思えます。このようなことから指示命令系統の一本化を図り効率的な除排雪を実施するため、まずは自治会長さんには問題発生の際に対策本部あてにご連絡をいただきたいと考えております。

次に、委託業者の体制についてであります。除雪は原則的にバス路線等主要路線については午前6時まで、その他の路線は7時までに完了することとしております。ただし、詳細な気象情報をもとに夜間の出動もあります。したがって、通常はこの原則に当たりますが、降雪・積雪状況が激しく、特に積雪が40センチメートルを超え平常体制では交通の確保が困難な場合には、市長を本部長とする潟上市豪雪対策本部の設置によって常時24時間体制を取ることにしておりますので、宜しくご理解をお願い致します。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 7番佐藤議員の3点め、携帯電話の回収について答弁致したいと思います。

まず最初に、小型家電回収希少金属を抽出する件のことをございますけれども、この事業は環境省と経済産業省、こういう2省のモデル事業でございます。秋田県ではこの事業に先立って、全国に先駆けて実施しておりますが、平成18年度から県北地域を中心に収集試験を行っております。本年10月から対象エリアを全県域に拡大し、広域的な収集試験を開始したものであります。回収期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までとなっており、デジタルカメラ、携帯電話等の小型家電製品、通称小電と言われております。なお、モデル事業では12月から21年の2月までが回収期間と致しております。回収方法は、スーパー、家電販売店、公共施設、企業等、県内94か所に回収ボックスを設置し回収するもので、本市ではナイス追分店に設置されております。

本市でも広報誌に掲載し、情報提供ならびにご協力を願っているところであります。調査内容は、レアメタルの含有量、広域的な収集システムの検討、県内における事業化の検討などでありまして、今後は調査結果に基づき県と連携、協力しながらリサイクル事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（藤原幸作） 7番、再質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 定額給付金についてでございますけれども、市長の答弁によりまして、最後の答えですけれども県・国の動向を見るような答弁でありましたけれども、年度内の実施というのは大卒政府与党では決めております。そういう意味からしまして、やはりこの経済状況の中では、一部先ほども言いましたとおり一日も早い支給された場合はどのような方法でもらえるのかなという期待が多いと思います。特に家庭を持つ主婦の方は大変に待ち望んでおる状況でありますので、振り込み、あるいは現金等々いろいろな方法があると思いますけれども、それらはやはり自治体と致しましていち早くこういうふうにしていくというものを周知徹底すべきではないのかなと、このように思うわけでございます。

それから除雪対策についてでございますけれども、今までにもそれなりの対応はしていただいているということは周知しております。しかしながら、やはりこういう場合は困ったときにどういう対応をするかというのが問題でありますので、私の経験からいきますと、やはり夜間あるいは早朝、市民がここが悪くて車が通れないとか、それからま

だ何と申しますかシャーベット状になったときに車の運転がしにくいとか、あるいは危険な要素があるとか、そういう声があった場合に、やはりその対応を当局に市民が電話をしてやることもひとつでありますけれども、せっかく地域の代表者等々に地域の業者、あるいはそれに伴う業者名に、あるいは区域に配付している経緯がありますので、しっかりした形の中でどの業者がどこの区域をやっているということを速やかに連絡する、そういう体制をすることが先ほど申し上げましたとおり解消の時間も短くなるし、もっとももっとそういう点を改善していく必要があるのではないかなど。確かに市民の協力、除雪するには業者、あるいは当局、すべて地域住民も一体とならなければ、平時のときはいいですけども豪雪になった場合、特にそういう面が出てくるわけでごさいます、いついかなるときでも、やはり市民にまず安心を与えるという意味においてそういうことを私は申し上げておりますので、その辺のところをもう一度詳しく答弁していただければありがたいと思います。

それから携帯電話の回収でございますけれども、今までもナイス等でボックスとか何かそういう設置をして回収していた経緯は市民生活部長さんの方からも答弁ありましたけれども、この資源の大事さというか、レアメタル、そのものの意識がなかったと思うんですね、こういう金属が埋蔵されているというのは。そういう意味では、やはりポイ捨てとか何気なく自宅に保管しているとか、それから情報が漏れるためにとかいろいろなことがあると思いますけれども、これからはやはりごみ袋等々に「捨てないでください」とかそういう言葉を入れる、あるいは広報等に「回収にご協力下さい」、あるいは「捨てないでください」とか、何回となくそういうふうに訴えていくということもひとつの方法ではなかろうかなと思いますので、是非ひとつその点を考えていただきたいと思っております。

まず、再質問は以上でございます。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 7番さんの再質問について、まず定額給付金でございますが、年度内の支給云々について私たちは今ここで答弁することはできません。一日も早い支給を望んでいると。支給方法については先ほど答弁にも申し上げましたが、国の基準では原則口座振込みだと。安心・安全のためにも私は口座振込みが妥当だと思います。7番さんは質問で栗原市長の例を出しておりましたが、これとは全く我々は意を異にするので、やはり安全・安心のために口座振込み。そしてどうしても口座振込みできない人は



現金支給ということで国の方針を待ちたいと思っているところでございます。

それから除雪対策でございますが、まさしく7番さんの言うとおりの、大雪・豪雪の際に指揮命令系統が混乱すると大変な混乱になります。今、潟上市で114の自治会長さんがおります。大雪の場合、114の自治会長さんが担当の業者にガンガン電話が行くと大変な混乱であります。したがって、我々は大所高所から指揮命令できる対策本部というものに電話いただいて、そしてそれを分析して業者に本部の方から電話するのが妥当だと考えていますので、宜しくご理解くださるようお願い致します。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 7番の再質問にお答えします。

レアメタル、希少金属ということで日本ではなかなか埋蔵されていないというようなことで、ほとんど外国に依存しているような金属のことを指しております。そのようなことで、当然先ほど佐藤議員さんがお話しされたように携帯やMD、いろんな家電製品ありますけれども、ほぼ故障等した場合は家庭に眠っているものが多いように考えております。特に携帯電話の場合は情報の漏れ等ありますので、携帯電話事業所等へ行けば情報を削除して廃棄というようなことになりますけれども、それらを含めて今後やはり希少金属レアメタルの重要性を広報等を通じて、回数等は判断できませんけれども広報に掲載して周知していきたいと考えております。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 7番、再々質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 答弁どうもありがとうございました。除雪対策の中で市長さんがお話しありましたけれども、やはり今、今冬はどういう状況になるかわかりません。暖冬といっても急に降る場合もあるし、ですからやはり今後の市民生活に支障をできるだけ来さない、そして市民生活の安心・安全のために是非ご難儀をかけると思っておりますけれども対応を宜しくひとつお願いしたいと思っております。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、12日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時38分 散会